

情報開示・発信基盤に関する
ワーキング・グループ
第2回議事録

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付

第2回 情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ 議事次第

日 時：平成 23 年 1 月 13 日（木） 13:30～15:33

場 所：中央合同庁舎 4 号館 12 階 1214 会議室

1. 開 会

2. 議 題

○情報開示・発信基盤整備の在り方について

3. 閉 会

○松原主査 では、時間になりましたので、まだ3名お見えになっていないようですが、始めたいと思います。あけましておめでとうございます。

本年第1回目、去年からして第2回目の「情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ」ですが、今年3月までにまとめなければいけないということで、今年1、2、3と本格化して、どんどん決めていこうと。議論の続きをしっかりと議論していこうと思っています。

本日は、前回御欠席の吉川委員も御出席いただいて、吉川さん、一言お願いします。

○吉川委員 前回欠席をさせていただきました。NPOサポートセンターの吉川と申します。よろしく願いいたします。

○松原主査 吉川委員も出席されましたので今日はこのメンバーと、あと鶴尾委員と深尾委員と町井委員がまだですね。

○吉川委員 今、入口のところにいらっしやいました。

○松原主査 では、エレベータを待っているんでしょう。

あと、御報告なんですけど、本ワーキング・グループに関して、あともう一名、言論NPOで理事を務められた田中弥生さんに関して御就任いただくということで、去年からお願ひしているんですけど、御公務ということで今日は来られないということですが、次回以降出席いただくということで検討していただいています。またいろいろと御意見もいただいているというふうになっております。

今日は「新しい公共」推進会議の方から、黒田委員、寺脇委員、山口委員に御参加いただくようですけども、まだ黒田委員と寺脇委員が来られていないようです。黒田さん、こちらです。陰に隠れて見えなかったです。

山口委員、黒田委員、自己紹介をお願いします。

○山口オブザーバー 皆さん、初めまして。国際協力NGOセンター（JANIC）という日本の国際協力NGOのネットワーク団体で事務局長をしている山口と申します。「新しい公共」推進会議の方で委員をさせていただいております。情報公開に関しては個人的にも関心が高いので、今回はワーキング・グループの方にもオブザーバーとして参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松原主査 黒田委員、どうぞ。

○黒田オブザーバー 遅くなりまして大変恐縮でございます。私はCSOネットワークというところにおります黒田でございます。山口さんと同じように推進会議の委員もさせていただいています。情報開示は個人的にも非常に関心の高いテーマですので、今日はオブザーバーで参加をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○松原主査 あと、東京都の金子委員については、御都合がつかないということで御欠席ということになりました。

それでは、早速ですが、本日の議題に移らせていただきたいと思います。前回、年末ということもあったんですが、皆さんに宿題ということで、論点について御意見を出

してくださいとお願いしました。たくさん御意見を出していただきました。ありがとうございます。

年末年始の忙しい時期にかかわらず出していただいた意見を、本日は事務局の方でまとめていただきまして、資料を作成していただきました。それらの資料について説明しながら進めていきたいと思っております。

まずお手元の資料1をごらんください。これが論点整理の皆さんからいただいた意見を基にベースにして事務局につくっていただいた案です。これをベースに今日は議論していきたいと思っておりますので、資料1の論点整理について、田和参事官から説明をよろしく願います。

○田和参事官 田和でございます。今年もよろしくお願いいたします。各先生方からは後ろの方に個別の詳細な意見については提出資料として出させていただいておりますし、メールでいただいたものも反映させていただいております。

今回の論点整理の中で十分に反映できていないということもあるかと思っておりますので、それは御指摘をしっかりといただいて、またその辺しっかりと書き加えていきたいと思っております。

資料1、こちらの方でいろいろまとめさせていただいた資料としては、資料4までございます。資料5、資料6が先般、座長の方からデータベースへのアクセスがどうなっているかという話。資料6でそれぞれのサイトでどのような好評を得ていること、苦勞をされていること、そういったことをまとめたものでございます。

まずは資料1でもって、かいつまんでざっと御説明をさせていただきたいと思っております。論点整理に当たってどういう課題があるかということなんですが、今回の情報開示・発信基盤整備に当たっての基本的な考え方。寄附者の安心・安全を確保しながら、多様な非営利活動の成長・発展を実現するということなんですが、それに当たっていろいろ問題点がある。寄附者にとっては、いろんな団体情報とか、使われ方が明確ではない。担い手にとっては、情報発信に手間がかかるとかインセンティブがない。行政の方では行政の情報は使いづらいということが問題点としてある。

今回の論点整理というのは、まずはNPO法人を中心としてということで、情報基盤の整備を進めるという観点で整理をさせていただいております。

資料4に各法人における情報開示の状況というのを提示させていただいております。NPOと公益法人、社団、やはりそれぞれの法人によって情報開示の状況が全然違っておりますが、まずはとりあえずNPO法人から国民にとって寄附しやすい情報環境というのはどういうものかという先例をつくっていく中で、それぞれの法人についても今後議論が進んでいくのではないかと期待していくということでございます。

深尾委員の方から、深尾委員以外の委員の方々からもございましたけれども、論点整理に当たっては基本的な考え方をきちっと考えるべきではないかということで、ここは3点掲げさせていただいております。

まず情報の透明性、信頼性、効率性ということで、透明性という観点では、国民が知りたいことをできる限り可視化する。将来的には法人格によらないで、国民の視点にとって一覧性、比較性、検索、並び替え、こういった機能をちゃんと確保する。

信頼性の観点で言えば、個人情報、安全・安心の観点から非公開が望ましい情報を保護しながら、正確かつ継続的に安定的にちゃんと情報を提供する。

公立性という面では、入力時間の省力化とか、利活用の利便性、ここの問題が重要ではないか。

2番目が官・民の役割分担というのを考えていく必要があるということで、行政は特に法令で定める情報などについてしっかり情報を共有できるようにして、国民が利用しやすいようにする。

結構NPOのITリテラシーが低いという御指摘も結構いただいております、情報開示・発信基盤のボトムアップをしっかり支援していくということが重要である。いろんな寄附という社会になったときに、いろんな苦情が来るかもしれない。そういったものについての情報のシェアといったことも重要である。民間は多様なサービスを支える付加価値の高い情報活動をやる。

3番目は、こういう会議を議論で終わらせないということで、制度改正の時期と歩調を合わせながら、しっかり連携を組んで環境整備を進めていくということでして、ただ、いろいろいただいた指摘の中で、行政とかNPO、それぞれの取組みが結構ばらばら、段階的にも異なっております、現実的に一挙に在るべき姿を目指すというよりは、やはり段階的なアプローチをとりながらより1歩、1.5歩、2歩進めていくというのが現実的なのではないかということで、政府として横断的にちゃんとチェックしながら進めていく。次期通常国会に提出予定のNPO法改正法案がありますので、こういった規定、必要なものは盛り込むことを検討していく。

もう一つ、22年度の補正予算で取りました支援事業がございます。こういったものを積極的に活用していく。23年度以降、24年度以降の予算についても、しっかり必要な予算とか機構定員といったものがあるのであれば、行政としては準備をしていく必要がある。

3番目が論点でございますが、最初にいただいたものを整理上、各委員の先生方はいただいたとおりではないかもしれないんですが、なるべく段階的にということで、最初は閲覧情報のインターネットでの開示ということ掲げさせていただいています。

所轄庁とか税務署でしか閲覧できないとか、印刷の可否も所轄庁ごとにばらばらである。NPO法人からの報告も出ていないものがある。こういった課題があるんですけども、これに対して現行閲覧可能なものについてはインターネット上で情報を共有して、公開・印刷ができる仕組みとすべきではないだろうか。NPO法人から確実に書類を提出させるようになるにはどうすればいいのだろうか。インターネットでの情報公開や謄写を可能にするようなことについて法定化すべきではないだろうか。こういうような点がございました。

(2) は閲覧情報の追加ということで、新しい制度改正が行われるわけで、これに伴って閲覧情報の追加とか、更には個人情報とか安全・安心の観点から保護すべき情報というのを再度検討することも重要ではないかということで、1つはP S Tにおける絶対値基準が入ってくるとか、条例指定でP S T要件が免除される。こういった情報をどういうふうに反映するのかという問題がありますし、これはかなり議論が分かれておりました。

例えば行政の側で言うと、改善命令みたいなものをどこまでしっかりと国民に提起した方がいいんだろうかという問題点もございましたし、改善命令がどんどん出ているみたいな話が公開されることがある意味の風評被害みたいな感じになっても困るしということで、登記されていない法人とか、事業報告書未提出の法人とか、改善命令、こういったものについてどういような取り扱いをするのか。

個人情報については、現在、社員 10 名以上の名簿は住所、氏名が閲覧対象となっているということなんですが、住所みたいなものは閲覧対象外とすべきではないかという意見がございます。この辺をどう考えるか。

(3) ですが、閲覧情報の電子化・標準化ということ掲げてさせていただいております。要はN P Oからの提出書類の電子化というのは非常に重要なわけですがけれども、報告書の電子媒体での提出ということが例えばまだ内閣府ではできていないとか、更に書類の標準化とか、電子計算化、そういう課題がございます。

次のページを見ていただくと、そういう現状を踏まえて、電子ファイルでの提出を認めるべきではないか。標準化に当たって、一覧性、比較性のあるフォーマットにするためにどういひな形を用意すべきか。一方で、事業報告書はもう団体の創意工夫に任すべきだという意見もいただいております。そういったところをどう考えるか。

N P O法人会計基準の導入促進させる方法がきちっと整備できないかということで、公益法人の方はそこに「一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人の会計の基準その他の特定非営利活動法人の会計の慣行をしん酌する」みたいな文言があるわけですが、こういった旨を原則とするということを考えていくこともできないだろうかということがございます。

(4) は閲覧情報ではございませんが、基本的自由に利活用できる行政サービスとしての基本情報をどこまで提供していくのかということがもう一点課題でございます。要はH T M LとかC S V、要は編集可能なデータというのは非常に限られているということで、この辺をどうしていくのか。これは結構重要なポイントかと思えます。

この課題は結構大きくて、いわゆる基本情報と言わせていただきますが、この基本情報をどうい範囲でだれが入力、運用するのか。そういったところが非常に議論になるかと思えます。これはまた後で参考の方で御紹介をさせていただきます。その情報をだれが最新情報にアップデートするのか。そういう課題がございます。

次のページにその際の個人情報とか、安全・安心の観点から保護すべき情報。これは田尻委員から前回D Vシェルターみたいな話がありましたけれども、こういったものについ

ては、例えばNPO側から秘匿の申し出があるような場合に掲載を制限するみたいなこともあるかもしれませんが、具体的にどういうやり方でやったらいいのか、制限されることによる国民の知る権利というのをどこまで考えるか。そういうことがございます。

(5) はこれから寄附の社会になったときに、だまされたとかクレームがいろんな窓口に来る可能性があります。行政にも来るんでしょうし、消費者センターにも来るかもしれないし、中間支援NPOに来るかもしれない。こういったいろんな苦情等をどういうふうに共有していくのか。こういう仕組みをこれから考えていく必要があるのではないだろうか。

(6) は先ほどの(4)の論点4で自由に利活用できる情報というものを検討して、それをできれば新しい公共支援事業のモデル的な対応として是非先駆的にやってみたいと考えておりますので、そういったところで考えるということが重要ですし、冒頭に申し上げましたが、まずはNPOということなんですが、「新しい公共」はNPOに限らず、任意団体、他の法人でも幅広く、当然国民から寄附をいただいているいろんな活動をやっていくということです、そういった活動内容を幅広く知ってもらう必要がある。そういうところでいただいている意見として、税法上の特典が付与される団体については、なるべく情報公開をしていった方がいいのではないかという御意見。そもそもNPO法人に対するリテラシーの観点からの支援、こういったものを基本的に考えるべきではないか。こういった御意見をいただいておりますので、その辺を反映させております。

資料2の方に今言った論点を大まかなポンチ絵にしたものを用意しております。上の方には法定された閲覧資料ということがございまして、現在、閲覧資料というのはPDFで提供されていますが、内閣府は印刷不可であって、一部の都道府県では可という状況にあるということで、当面の方向ということで、最初に閲覧資料の謄写を可能にインターネットでの提供を確実にということが書いてあります。これは先ほどの論点1に当たるかと思えます。

新しい制度改正に伴う閲覧対象書類の追加と閲覧対象外にする書類というのは何なのか。こういったところは論点2になります。

入力データの活用という下の方に矢印が付いているところ、要は上の閲覧書類が電子化されて自由に利活用できれば非常に編集が容易になっていきますから、電子入力データの活用というのは先ほどの論点3になります。

下に空白になっているところ、どこまでの情報をだれが入力・運用するのか。ここがある意味で論点4になるかと思えます。

そのほか、先ほど言った論点5、論点6というのはまた別の観点かと思われれます。

この論点4に関連して資料3を見ていただければと思いますが、まさに自由に利活用できる情報の項目、現状どういった提出書類の中にデータが存在するのか。だれが主に公開しているのか。入力はだれがしているのか。利活用する仕組みになっているのかということと、これをまとめたものでございまして、いただいた意見は大きく分けて組織情報と財務情報

というふうに分かれております。

左側でございますが、組織情報の方は大きく分けて3つの情報に分かれるかと思えます。現在、内閣府のNPOポータルサイトでHTMLの形式で公開されているもの。田中弥生委員と杉野委員から公開情報として特に必要だということで御提案いただいた項目を2番目の欄に書いています。

その組織情報の一番下、参考としてということで書いてありますが、これはいろんな行政とかから支援を受ける際に要求されているデータ、項目、こういったものを参考までに提起させていただきます。これは報告書の中からとらせていただいております。

財務情報の方は、基本的には収支計算書、貸借対照表、財産目録、こういったものは出さなければいけないということになっておりますが、特にその中でもこういったものを一覧性がある形で提供できるようにしていただきたいと田中委員から出されている話でございまして、それについて今だれが公開しているかということをもとめたものでございます。

ちなみに言いますと、財務情報と組織情報の問題の所在が割合性格が違っているのかなと個人的に思っています、財務情報の方は基本的に収支計算書、貸借対照表、財産目録等は現在も提出しなければいけないということになっておりまして、備考にも書いてありますが、問題は内訳とかが統一されていないとか、一覧性のある情報がないとか、そういうことが一番大きな課題になっておりますので、特に財務情報については一覧性をどう確保するのか。行政サイドの電子化をどう進めるのか。ここは基本的にNPOが自ら書いて出すとか入力するということになっているので、NPOが入力しやすくする仕組みはどうあるのかということが大きな課題になろうかと思われまます。

一方で、上の組織情報について言えば、内閣府のポータルサイトで出されているものは非常に限定的ではないかという意見がある一方で、2段目の特に公開情報として必要なものというところは、まさに民間データベースが主に3つとか4つとかあるかと思えますけれども、そういったところを中心に現在提供されているデータでございまして、こういったところをある意味で行政としてどこまで出さなければいけないのかというような議論になってくるか、もしくはここは完全に民間にお任せして、行政は財務情報の整理と閲覧情報の電子化、そういった一覧性の確保といったところに重点を置くべきだという議論もあろうかと思えますが、この辺が主です。

更にもう一つポイントとして、特に具体的な事業内容、そこにアウトプット、アウトカムと書いてありますが、アウトプットを列記されている報告書は非常に多いんですが、やはり国民にわかりやすいのはアウトカムなんです。アウトカムというのがなかなか今出てきていないということで、こういったことをどういうふうにしっかり国民に伝えていくのか。こういうような問題提起をいただいております。

長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

○松原主査 ありがとうございます。あと1つ、前回お願いしていたんですけれども、NPO法人の電子申請の現状について一言お願いします。

○田和参事官 これはページを振ってあればよかったんですが、先ほどの資料1の論点3の参考のところに電子申請の件数を入れてあります。ちなみに内閣府だけ調べることができたんですが、内閣府の総申請数4,397件のうち、平成21年は47件で非常に少ないということなんです。

先ほどの資料4の一番下の欄に各法人の電子申請の状況というのが書いてありますが、実は21年は47件ありましたが、内閣府では22年度から電子申請は不可となっていて、今はできない状況になっている。これは会計検査院からシステムの維持、要は47件で1件当たり130万円とか140万円かかっている、非常に無駄であるということでやめなさいという御指摘をいただいて、今は停止をしているという状況でございまして、現状はそうなんです。

ただ、電子申請というときに、書類の電子的な提出という話。電子申請で一番ネックになっているのは、電子署名なんです。電子署名で結構手間がかかったりとかコストがかかったりするところ、電子申請ができないと必ずしも電子化は進まないかという話とは違ってまして、書類をちゃんと提出するときに電子化した書類で提出しようということをやれば、それはそれで対応することは可能。

現在、内閣府で書類の報告は紙媒体での報告になっていますので、電子的には現在は受け取っていないという現状にあるということでございます。

○松原主査 ありがとうございます。今日は議論を中心にやっていきたいと思っておりますが、基本的に議論のベースとなるのが資料1です。これが一番議論のベースになります。今、田和さんの方からありましたけれども、資料1を皆さん出していただけますか。ありますか。

ページを打っていないものですから、今、皆さんお手数ですが、資料1にページを打っていただけますか。多分これからの進行に差しさわりのあるので、資料1の1ページから1、2、3、4と合計5ページです。

基本的には、このワーキング・グループは資料1をきちんと議論して膨らませていくかということと、それに連動して、説明いただいた資料3は要は今のところ出ている情報に関しての1つのフォーマットという要素です。これについての内容を更に分解していくべきだとか、これは要らない、要る、民間がやるべきだ、むしろこれは行政がやるべきだというような形で、実際にどうやっていくか。この議論をしっかりとしていくというのが今日の第1段になると思います。その上でどういう情報開示の在り方がいいのか、またその手続はどうなっていくのかということに具体的な図面にどんどん入っていくと思っています。

皆さんからいろいろとペーパーもいただいていますし、こういうところに入力するに当たって好評を得ていること、苦勞していることについてもいただいています。これについても今、資料1をもう一回出していただきたいんですが、資料1に基づいて御意見をいただきたいと思っています。

つまり、皆さんに今から御提案、御意見をいただくときに、資料1のどこの点に関してこういう意見がある、賛成だ、反対だ、もっとここはこうした方がいいという形で、御提出いただいたペーパーを説明するに当たっても、この点は資料1の何ページの何にあっています、もしくは資料3のここに関係していますという形で御提案いただきたい。もし、資料1のどの項目にも入っていなければ、資料1の中でどの項目にも入っていない別項目ですということで説明していただければと思います。そういう形で御意見をいただければと思っていますが、よろしいですか。この資料1をベースに議論していくということでやっていきたいと思っています。

それでは、今日はお手元に資料を提出していただいている委員の方がおられますので、まずその委員の方から御意見をいただこうと思います。なるべく多くの方に御意見をいただきたいと思っています。お一人当たり3分ぐらいをめぐりにやっていただいて、なるべく2回回るようにしていきたいと思っていますから、資料1に沿ってお手元の資料を御説明ください。

では、この順で資料7、井上委員からお願いできますか。

○井上委員 資料7。IT、情報化だけではなくて前広にいろいろ書かせていただきまして、情報を提出する前に、NPOをどういうふうに見ていくのかとか、活動をどういうふう把握したらいいのかということも入れさせてもらいました。

議論が寄附という行為に向けてどういう情報開示でいいのかという点もあるんですが、やはりNPOがこの10年ぐらいで一定の段階に来ているのかなど。そうしますと、NPO自身がいろんな活動をする中で共同化をしたりとか、企業とつながるとか、ネットワークをすとか。それに対して行政はどうするかという視点を前広に入れさせていただきました。

この点については、いろんな共同の段階で今回の中で、この基盤としようとするときに寄附だけではなくて、例えば企業から人材を派遣したらいいのではないとか、共同して事業したらいいのではないとか、いろんな広がりにはNPOは役割を果たしていかれる。そういう情報としての扱いとしても1つ必要ではないかなというのを総論的に書かせていただきました。

○松原主査 資料1で言えば1ページの1の情報開示の課題の頭のところです。

○井上委員 そうです。あとは官・民の役割分担のところになりますけれども、やはり行政は法に基づいてしっかりしているところは情報開示といいますか、安心を持ち、1つはこの法の体系が法人格を与えてNPO法人をさせていくというところでしたから、余り重い負担を我々はしない。

例えば検査で言えば書類検査を主にしておるので、そこから中身の深い情報というのはなかなか見えない。それを恐らくここで精細する情報開示の中の課題になってくるのかなど。ただ、法の状況で我々は行政をやっているので、開示のところの基本は行政の役割、あと寄附等の状況開示によるNPOの活動というところについてはNPOが自主的に提示されるというような役割があるのかなという形で整理させていただきました。

そういうようなNPOの活動が非常にされている中で課題とっておりますのは、資料の5ページの(5)の国民の安心・安全確保のための情報連携。ここに先ほど言ったような国民からの苦情とか広くあるんですが、この辺が実は我々はホームページで提供しておりますけれども、NPOの評価のところというのはないといいますか、報告書を出していないときとか、改善命令が起こったときの状況をどこまで本当に出すのかというのは1つ課題である。各県ばらばらではなくて、一定のレベルの線が国レベルで必要ではないかなとっております。その辺を書かせていただきました。

最後に1点。この情報はITで見られる情報であって、これをサポートする体制が必要ではないか。最後はフェイス・ツー・フェイスで活動というのはサポートしていくべきではないかなと。ですから、最後は寄附をする、共同化するということには、こういうふうな電子データではなくて、フェイス・ツー・フェイスで、例えば今日はJANICさんがおられますけれども、NGOの世界であれば10月にあるフェスティバルで日比谷で皆さんが集まってフェイス・ツー・フェイスでそのブースに行って、やっとそこで情報を得て寄附に行く。いろんな形で生まれるというところの情報を、我々NPOからの積極的な情報開示にあると思うんですが、ここは今の論点整理の中で工夫をプラスさせていただいたらどうかな。

以上でございます。

○松原主査 新たに1個設けて、そこをしっかりと書いておく。

○井上委員 つながるような情報もありではないか。

○松原主査 了解です。では、続きまして、井上委員から。たくさん資料をほかにも出していただいたので、是非後で読んでいただければと思います。

資料8、鶴尾委員、お願いします。

○鶴尾委員 ありがとうございます。まずはおまとめ御苦勞様でした。幾つかの論点で、私の資料に限らず資料1を見ながら、そちらに引き付ける形でお話を申し上げたいと思います。

冒頭ありましたとおり、1点目の論点、対象としてNPO法人をチェックしながら考えるということをしつつも、やはり「新しい公共」ですので、基本的な考え方に関しては全体のさまざまな法人を念頭に置きながら、将来的にもそちらの方も考えていくという視点は非常に重要だと思っております。

それを踏まえつつ、幾つか固めて申し上げます。3ページ目に個人情報の取り扱いのところがございます。これは恐らくどこで線を引くかというのはなかなか悩ましいテーマではあるかと思えます。ただ、私は基本的に寄附が進むようにするという視点で考えますと、NPOを応援している人たちというカテゴリーの人たちの情報と、NPOを営んでいる経営情報に関係するところと、そこで概念としては線が引けないかなと思ったりもしています。

やはり寄附者というのは応援するカテゴリーの方々と、経営者というのは役員というの

も個人情報ですが、経営責任があるということになります。社員というのは勿論、議決権はあるわけですが、ただ、社員というところは日本社会の空気として、社員になっている人が本当にそこまで個人情報を開示してまでの経営責任を担っていると言うにはまだまだハードルがあるのではないかと。これは企業の株主の情報を全部公開するかということにもなるんだと思いますけれども、同じ理論で考えた場合に、そこで応援している人たちというところに関しては保護していくということかなと思っております。

3点目は、同じく3ページ目の一番下で、情報開示の電子化の標準化の議論で、特に会計情報に関係するところで、先ほど田和さんがおっしゃられたとおり、特に財務情報にしましてはそれぞれの団体が100団体100通りというぐらいな財務情報のつくり方になっておりますと、これをどうそろえるのかということがありますが、1つの考え方は、勿論個々の団体が自分たちのステークホルダーについてどれだけ詳しい、あるいはどれだけカスタマイズしたものをつくる。これは自由である。ただし、政府に提出する情報としては一定の基準に従って出してくださいということが整理としてあるのかなと思っております。

その観点では、今までNPOをどうしていくのかとありましたが、これは去年7月にもまとめられたNPO法人の会計基準という冊子がございますけれども、こういったものもまとまっておられるということなので、そういったものをベースにしながら1つ切り口を整理していくということが重要なのではないかと考えております。

これは大阪大学のエモリ先生に聞きますと、以前、NPOの会計情報をざっと自治体を回って調査をしてみたら、そもそも縦計が合わない財務諸表が多過ぎて困ったという議論もございますが、そこら辺、電子化の中で整理をしていくということが非常に重要なのかなと思っております。

最後に1点ですが、これは情報の取り扱いのところで考えますと、検索ということが出てまいります。PDFを挙げますと、PDFだけでは検索できないわけですが、ただ、団体の情報がさまざまな形で検索できるようになるのが勿論目指すところ、重要だと思いません。

情報の検索の際に非常に重要だと思えるのは、情報を検索する側の人は勿論県域を超えて、別に県単位で検索するわけではないわけですので、ここで書かれておりますとおり、県レベルで情報開示が進んだ場合にあって、それが全国で共通的に検索できるということも重要だと思えます。情報というのは県内にとどまらない。出す側にとってみれば県単位の議論ですけれども、集める側にとってみれば情報は県境はありませんので、そういう視点の活用というものが大事だと思えます。

情報の活用に関しては、あとは慎重な議論が必要かもしれませんが、データベースになったものに関して、こういう中間支援組織が民間がやっておられますデータベースにデータそのものが限定的に提供されるようなことが可能なかどうかというのも検証が必要かなと思えます。これは画面で検索できるだけでなく、データそのものが中間支援組織の基礎データとしても活用できるようにするということが、これが可能なかどうかとい

うことも検証が必要かなと思っております。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。今のは4ページの4に関するところですね。

○鶴尾委員 そうです。

○松原主査 続きまして、資料9、戒井委員の資料をよろしくお願いします。

○戒井委員 私が提出させていただきました論点は、資料1の2の(1)、透明性、信頼性、2ページのインターネットの開示、4ページの基本情報以外について、(4)の○の1つ目、行政サービスとして自由に活用できる基本情報の一番最後のところに関連しております。

具体的にはどういった視点で論点を出したかといいますと、どのような情報、特に財務情報を発信するか、開示するかという視点。寄附者は財務情報も含めて自分が寄附したお金がどういうふうに使われているかということに対して関心があるかと思えます。ですので、NPO法人さんが出す財務情報は、寄附をいただくためには必ず必要だと。

ただ、財務情報をつくれればいいというわけではなくて、その財務情報の質、つまり論点1の信頼性のある財務情報をつくっていただかなければならないということで、そういう財務情報を出す、信頼性をいかに確保するかという視点の論点を述べさせていただきました。

1つはどういった財務情報を出すかというのと、先ほども新しいNPO会計基準が検討されて出されているということですので、その会計基準を統一して、いつ皆さんに使っていただくかという時期になってくるのかなと思います。収支会計から損益会計、複式簿記を使った会計に変わる。その時期を決めていただくことが必要と思います。

その質の確保といいますか、信頼性の確保については、資料に書いていますように、監事の監査。監事さんはいらっしゃると思いますが、監事監査が財務情報をチェックする1つの制度だと思います。それから会計監査人、会計士の監査を受けているというのも1つあります。ですので、そういった信頼性を確保しているという報告書について、どのように開示していくか。それはインターネットを含めて開示しているかということも論点として挙げさせていただきたいと思います。

監事監査についてある面ではひな形をつくるといったことも必要ではなかろうかなと。監事監査の報告書、基本的な報告書を提示していただいて、それに基づいて監事さんが監査報告書を作成する。そういったこともこの中で必要ではないかと思っています。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。今の戒井さんの意見に付け加えますと、アメリカのNPOの場合、Form 990という毎年会計報告書を出すのがありますが、あれは本格的には税務報告書なんです。ただ、その最後に監査した人がサインする欄があって、それが規模によってその人の資格が分かれています、ある程度の規模では理事さんクラスでOKで、その代わりに財務情報に基づいてちゃんとやりましたとサインして、ある一定以上の規模になると、ちゃんと資格を持った人が会計基準に基づいてやりましたということでサ

インする。そういう方法もあると思うんです。そういうのも1つ参考になるのかなと聞いて思いました。

ありがとうございました。監査というのは非常に重要な視点ですので、信頼性というのからは是非検討していきたいと思います。

続きまして、資料10、杉野委員提出資料をよろしくお願いします。

○杉野委員 杉野でございます。よろしく申し上げます。資料1の論点を今日この場で初めて見させていただいたものですから、うまく整合した説明ができるかどうか分かりませんが、まず(資料10の1)市民が求める情報について、恐らく資料1のところでは論点2の(2)の官・民の役割分担というところに関わってくるのかなと思います。まず市民が求める情報として、①その団体そのものがどういう活動をして貢献しているのか、どういうことに頑張っているのかという活動内容の情報。②その団体がどれだけ信用できる団体なのかという団体の運営に関する情報と、大きく2つに大別されるのではないのかなと思います。

(資料10の1)①に関しては、どちらかと言えばそれぞれの団体がポジティブにPRしていくといったような性格のものではないのかなということ、必ずしも行政が法令に基づいて収集する基本情報だけでは、そういった細かい情報は市民が欲しいというレベルまでは伝わらない。これは恐らく民間の役割だろうと。それに対して、②どれだけ安心できるかという情報については、団体側から、特にすべての団体がということ言えば、必ずしも自発的な情報として発信されることが期待できない。そういう意味で、行政が法令に基づいて最低限の情報として収集するということが重要なのかなと考えました。

(資料10の2)情報開示に係る現状と課題ということで何点か挙げさせていただきましたが、その中でこれは資料1の論点2(1)に関わると思いますが、資料10の2(2)の情報の信頼性。ここについては、先ほども縦計が合わないというようなお話もありましたけれども、行政の方で受理していちいちチェックというのはとてもではないができないということもございまして、基本的には法人格をとった法人の説明責任として、法人が責任を持つんだということを基本にして考えていただく必要があるのかなと思います。仮に縦計が合わないような法人であるということそのまま出すことも1つの情報なのではないのかなと考えます。

資料10の2(5)で情報の流通性に関わる部分ですけれども、基本的に紙ベースの情報が多い。PDF化されていてもそのままでは活用できないといった課題は既に整理されたところかなと思います。

それに伴いまして、行政あるいはデータベースの業者がデータを再入力する。前回、法人はアンケートで再三情報を求められるというお話もありましたけれども、そういった情報入力のコストは極力抑えていく必要があるのかなということもございまして。

全部申し上げると時間がかかりますので、資料10の3のNPOの会計基準の話ですが、確かに統一された扱いとなっていないということで、これの扱いをきちんとしていただく

ということは課題かなとは思いますが。

ただ、そのときに、これは資料1の論点3に関わる部分として申し上げていますが、資料10の3(2)のところで新しい「NPO法人会計基準」について若干懸念いたしますのは、事業別の内訳が注記に留められており、義務づけられていないということです。このNPO法人の会計基準は、活動の実態を市民にわかりやすく示すということが理念であろうかと思えますけれども、この内訳というのは市民にとって非常に重要な情報ではないのかなということで、実際にこれから基準として活用していく際には、事業別の内訳を義務的な情報として扱っていくことができないのかなと考えます。

併せまして、ここでは内訳としては定款で定めた事業別に記載していただくという形にすると、比較的共通化が図れるのかなと思えます。もう一つ、付随して申し上げますと、定款の事業の書き方がかなりばらばらでありまして、自分たちの法人を設立するときに、どんな活動をするかまだ定かではないということで、安全をとっているような事業を定款に事業として記載しようとする。私たち神奈川県の方では、設立時に相談をかなりきめ細かく行っておりまして、どういう活動をするのか。その活動をしようとする内容に即したものとなるように指導しておりますけれども、そうでないということになりますと、かなり実態のない定款事業を報告していかなければいけないという面も出てきますので、そこら辺も少し考慮しなければいけないのかなと思えます。

共通化すべき情報の範囲ということで資料10の4に図を書かせていただきましたけれども、全部の情報ということではなくて、一律収集する範囲で、これは図を提出した後、少し悪かったなと思ったんですけれども、太線で囲った開示を義務づけるという範囲の中で、全部ということではなくて、やはり共通化の負担ということも考えますと、このうちの基本的な部分を共通化、フォーマット化していくということが必要なのかな。それによってNPO法人への信頼向上ですとか、寄附の拡充ということに貢献していくのではないのかなと考えます。

(資料10の7)4ページ、情報開示・発信の整備に向けた方向性について少し私見ということで申し上げたいと思うんですけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、開示というのは、法人の果たすべき最低の責任だということを明確にしていきたい。

具体的にその後どういうふうに通化していくかということで、少しイメージを自分でも持ちたいなと思って少し作業をしてみました。その中で、行政が収集する基礎情報、共通するデータの範囲、民間はどういったところにするのかという中で、2枚めくっていただいた資料10別紙1というところで、少し共通化するデータのイメージをつくらせていただきました。

先ほど財務関係の報告が基本的に紙ベースで行われていて、様式もばらばらという中で、本当に骨格的な部分、活動が見える最低限の部分を共通化する。その情報に限って電子的な入力のある程度義務化していくような仕掛けができないのかなと。これによって、この基本情報だけは民間のデータベースも含めて共通利用が図れるというような形。データ化

のチェックによって最低限のチェックがかかるというようなことができないのかなということで、1つイメージということで例としてお示しをさせていただきました。

最後、資料10の8のところ、基本的な視点としては、団体、NPO法人にとってどうなのかということも大事ですけれども、やはり情報開示の在り方を考えるに際しては、市民目線で考えていくということを基本として考えていかなければならないかなということ最後に付させていただきました。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。フォーマットまで御苦労様でした。非常にわかりやすいフォーマットで、イメージはつかみやすいと思います。多分、この辺のフォーマットは資料3との議論で、資料3に大分入れていただいたんですね。

○田和参事官 そうです。

○松原主査 この資料3をベースにこういうフォーマットでわかりやすくなったと思います。

続いて資料11、田尻委員、よろしく申し上げます。

○田尻委員 資料11でございますが、提出しました資料の多くの内容を論点の中に入れていただいていますので、資料1の論点の部分を見ながら、4点、5点ほどあるかなと思いますので、それを少し発言させていただきたいと思います。

まず1つ目は、資料1の1ページ目の2の「(2)官・民の役割分担を明確にする」という文章。これは非常に重要な論点であると思いますし、このとおりでと思うんですが、1点、これは後ほど出てくる大きい3の(5)の国民の安心・安全保護のためのという5ページとも関係してくるかと思うんですが、団体情報の苦情を官・民で合わせる事が可能なかどうか。またその苦情というものの質というのが大分違うものがあって、我々のところにも問合せだとか苦情だとか来るんですけども、非常に組織的に内紛を起こしているような双方から電話相談があったりみたいなことまで公開し共有するというのは多分難しい。この辺は文章的にはイメージとしてはイメージできるんですけども、そういうものがあればいいなと思うんですが、果たしてやり切れるのかというところが1つ論点かなと思っています。

2番目が大きい3番目のこれからの6つの論点の中に入っていくんですが、その中の(1)のインターネットでの公開というのは是非実現したいものの1つではあるんですけども、(1)と(3)の提出を義務づけている事業報告書等について、NPO法人だから確実に提出させるための方策は何か。

これは私どもの資料にもありますように、事業報告については一定の自由度を担保しておかないと、今でも各所轄庁の様式に沿って書いてくると非常に立派な事業報告書をつくられているのに、全部様式に沿ってA4に書き直して提出されているみたいなことになると、団体の独自性みたいなのが全く出てこない。そんな中で提出の確実性を追うことになると、ますますフォーマット化が進んでしまうということの懸念をどういうふうに

判断していくのかというのが議論すべき点ではないかと思っています。

3つ目の論点が、3ページの(2) NPO法人の閲覧情報の追加。これはまさに何を基本情報とするか。これは今回このワーキングの一番のポイントになってきて、4つ目の論点である、その基本情報の内容が決まれば、利活用という次の論点のところ、4番目、自由に活用というところが決まってくる。ここを決めないと何を民間としてやっていくのかということもなかなか見えてこないのではないかなと思っています。

4ページ目の自由に活用できる行政サービスの基本情報は、資料2に関係してくる、本当にだれがやるんだと。ここが非常に大きな問題になるだろうと思っています。

最後でございますが、5ページ目の(6)の新しい公共の支援事業のモデル事業への対応ということなんですが、これは質問になるのかもしれませんが、期限のある支援事業を2年間のモデルで実施したときに、どこでこの情報を開示していくのか。これは課題の下にあります○を拝見しますと、既存データを活用しつつ、必要な情報を提示してはどうかというのがあるんですけども、この既存データというのはどのデータの何を指している、必要な情報というのは何を指しているのか。

また、2つ目の○を見ますと、各都道府県からの発信に併せて、内閣府のサイトで統合的にリンクしてはどうかという話になると、都道府県に行かないと見られなくなるのではないかなと。この辺はもしかすると内閣府に集約をさせて都道府県がそこというふうに逆転の方がいいのかとか、これの作り方をもう少し議論していく必要があるのかもしれないなと思います。

以上でございます。

○松原主査 ありがとうございます。今、田尻委員から御指摘いただいた最後の2点、特に5ページの新しい公共支援事業に関してモデル的にこれを推進していくというのが当ワーキング・グループの目的の最初にありましたが、特にそこの関係というのは我々も頭に入れておく必要がもう一回あるかなと思いますので、田和参事官の方から少しお答えいただけますでしょうか。

○田和参事官 一応、新しい公共支援事業は今回87.5億が各都道府県に基金をつくるわけです。そこでまさにいろんな財務諸表の作り方とか、そういうことも含めていろいろ予算はついていきますから、非常に支援を受けた方、基金を活用していろんな活動をやるに当たって、こういう情報発信も私はわからないんですよということであればいろんな都道府県ベースで講習会をやってもらうとか、そういうことを併せてやることは可能ですから、そういう支援を活用される方がしっかりとどういう活動をしているかということ各都道府県のサイトから最低限発信してもらいましょうねというところをしっかりとやる。これはできているわけです。

できればそれを統合的にリンクすると書いてあります。リンクはできるんですが、問題は内閣府で統合的というデータベースを一度つくろうとして予算要求したのがつぶれてしまっているというところがありまして、それは内閣府独自でこの新しい公共支援事業の

ための情報予算は取れていないんです。今、若干片肺なところはありますが、各都道府県ベースでなるべくフォーマットをそろえて、それを各都道府県にお願いをして、こういうフォーマットでつくって情報発信をやってくださいということをお願いする。それは新しい公共支援事業のガイドラインの中に既に入れてありますから、そういうことについてトライアルをしてみましようね。では、何をフォーマットにするのかということのまさに今回の資料3の中で今後議論をいただいて、最低限どういう情報発信をしていくのがいいのかということの成案を得れば、この項目とかだれがということであれば、そういうことを利用してちょうど杉野さんからいただいたような、なるべくきれいなフォーマットで用意をさせていただいて、各都道府県にお願いをする。

問題は、杉野委員の方からいただいたような報告書のフォーマットでいいのか。このフォーマットを一体だれが入力するのかということと、都道府県もNPOもはっきりしませんねということなので、その辺はこのワーキングの中でしっかりと議論して固めていって、とりあえず2年間というトライアルの中で、今回はそのお金でトレーニングの資金もあるので、そういうことを活用しながらITリテラシーを向上させながら発信もやっていいのではないかとということです。

○松原主査 もう一つ、田尻委員が既存のデータを活用しつつというのがありますが、この既存のデータというのはどの意味なんですか。

○田和参事官 それは資料3にある既存のいろんなデータを活用しながらという意味で、そこはある程度負荷を最初のトライアルのところでかけてもしようがないので、なるべく片方は簡素にということで、できる限り新しい場でのNPOとか都道府県にかけてもたちどころに動かなくなるという意味で、なるべく既存のデータをどうやったら活用できるかということに主眼を置きながらやりましようね。余り深い意味はないんです。

○松原主査 ということは、その辺りの既存データをどう活用できるかも我々として少し考えなければいけないということですね。

○田和参事官 はい。

○松原主査 ありがとうございます。今、提出した資料を読んでいただきまして、あと田中委員の資料が提出されているんですが、これは事務局から簡単にポイントだけ説明していただくことはできますか。

では、資料12の田中委員の説明資料を田和参事官の方から。

○田和参事官 田中先生からは、基本的にデータベースでいろんな評価検証することが重要だということがポイントになっておりまして、特にPSTを検証できる財務データがないということで、そこに書いてあります今回の資料3に提示させていただいているような情報を基本的にしっかりと提示してほしい。

特に現在、例えばPST基準から計算する上で介護事業収入を外せということになっているんですが、そういったところが自動的に検証できるように、そういうことも必要ではないかということで、特に財務情報について中心的に情報項目、こういったことで整備を

すべきだということで御提案をいただいたということでございます。

○松原主査 ありがとうございます。それでは、自由に討議していきたいと思いますが、基本的に討議の方向性としては、次回、まだ日程等決めていませんが、3月末までにこれの成案を得るということから、次回辺りにはもう具体的にどういうフォーマット、どういう内容、その背景なり考え方とか、論点とかというのを具体的にしていきたいと思います。

したがって、その際にベースとなるのは、今日も話している資料1と資料3です。資料3は最終的に杉野委員が出したような形になってくるのかもしれませんが、基本的には資料1と資料3をベースに皆さんからの御意見。基本的にはここは賛成だとか、ここは反対とか、ここはもっと増やすべきだとか、ここはブレークダウンすべきだとか、もっと考えかたとしてはこういうのがあるのではないかということをごんごん出していただいて、次回にはそれを基に、資料1と資料3をもっと深掘りしたたたき台を出して議論いただくという段取りでいきたいと思いますので、資料1、資料3についてごんごん御意見をいただければと思います。先ほどページを付けましたので、指定の箇所を言っていただければと思います。

杉野委員からどうぞ。あとは手を挙げて。

○杉野委員 すみません。1点補足をさせていただきたいと思います。先ほどのつくって見た資料10別紙1フォーマットの話で、だれが入力するのかというお話がありましたけれども、コストの関係もありますし、法人の責任ということもあります。データの更新ということも含めまして、基本は極力法人そのものが入力をしたデータを使うということで、法人に入力をしてもらおう。

また、更新についても、法人から例えば内容の変更があったときに自ら変更できるような仕組みをつくる。これが大事かなと思います。そういう意味で、基本情報については、基本的には法人を設立する段階で入力し、毎年次の活動については、年次報告をする段階で法人自身に入力をさせていただくということが入力のコストの低減にもつながりますし、法人の責任ということにも貢献するのかなと考えております。

○松原主査 ありがとうございます。後で入力を変更してくるとなると補正という手続になってきますので、その辺の法的な裏づけも整備しなければいけないという気がするんですが、結構提出した書類を勝手に変えていいのかという話が出てくると思いますから、その辺も議論のあるところかなと思います。

ごんごん御意見を。では、深尾委員、どうぞ。

○深尾委員 1つは大きなところで、そういったいわゆる法人認証というところ、つまり、今議論になっている法的部分、とそうでない部分とをどう切り分けていくかということは、もう少し議論した方がいいのではないかと考えています。

私個人としては、どちらかというとならば先ほどの事業報告のフォーマットをつくってそこに押し込めるとするのは大反対でして、先ほど田尻さんもおっしゃったように、行政

が示しているフォーマットにみんな出してくるわけですが、ろくなものが出てきていないです。そういったことからしても、やはり団体自身の表現として、きちんとそこは自発性を持って、出せないところとか、逆に言えばそういったところが淘汰されていくということも仕方ないとか、頑張ってきてちゃんと表現しているところが引き上げられていく評価のシステムということで考えると、やはり何でもフォーマット化すればいいというものではないと思っています。

ただ、財務諸表等に関しては数値化をして、統計的な処理ができるものに関しては基本的にそろえていくということでいくと、3ページの3のところでは、フォーマットのなことではそういうふうに思います。

あと1つは、先ほど議論になりましたが、だれがどう入れるかというところでいくと、基本的にはNPOが入れるべきだと私も思います。自発的な動きが期待できないというご意見もありましたが、逆で、どうやったら自発的な動きに持っていけるかという方向性を持って設計をしていくべきだと思います。

その点で先ほどの都道府県というところに落とし込んでいくということでいけば、是非そういう都道府県の間支援やNPOと一緒にあって、情報開示の必要性の議論をもう一回都道府県で当事者を交えてやっていく。要はそこできちんと熟議をして、きちんと議論を積み上げ空気を創っていかないと、それぞれのNPOからしたら上から降ってきた、何かやれと言われてるからやるという義務感ではなくて、情報開示をすることによって自分たちにメリットがあるんだ、多くの支援者がそこでつながれるんだということを、先ほどの鶴尾さんの言葉を借りれば、支援者と一緒にそういった議論をしていくという局面をこの2年間できちんとそこをビルトインしていくということもプロセスの問題ですが、この中で余りプロセスの問題が論点の中にありませんでしたので、いきなり国が決めたからどんという話ではなくて、そこら辺は都道府県と一緒に地域の間支援のNPOとかが議論をして積み上げていくということが将来にわたっては非常に重要なのではないかと感じました。

○松原主査 ありがとうございます。

それは1項別に設けるべきだという考えでしょうか。

○深尾委員 設けるかどうかは別としても、そういう基本的な考え方のフレームの中に押し付けるというよりは、それを組み立てていく。それが全国接続できるというようなシステムにしていくということが重要だろうと。大きな基本情報のデータベースに関しては全国で1個あったらいいと思うんですが、それを抜き出して地域で構築していくという考え方の方がいいのではないということです。

○松原主査 ありがとうございます。ほかに御意見。

町井さん、どうぞ。

○町井委員 私も懸念を持っている部分が1つありまして、それは情報開示・発信基盤を整備することが目的になってしまっていて、その前段にある資源循環のサイクルをつくるとい

うところの視点をまず最優先で考えなければいけないんだろうなと思っています。

その中で、例えば私どもの方でC a n p a nのプロジェクトで、CANPAN PAYMENTというクレジットカード決済を格安でNPOの皆さんに提供しているサービスがあるんですが、それは情報開示度というのを私たちは星印で表しておりまして、全部で5段階で星1～5つまで見えるんですけども、その5段階すべて情報を出している団体。この場合の5段階というのはI I H O Eさんと一緒に133の助成機関がどういった項目を団体に対して、申請のときに聞いているかという最大公約数的な数字、項目をまとめたものなんですけれども、必要とされる情報がすべて網羅されている5つ星の団体に対してだけそのサービスを提供します。

この資格を持っている団体で、その制度を使いたいということで申請されている団体は約100団体ありまして、そのうち実際に我々としてクレジットカード会社の与信を通して使えるという状態になっているものはもう80ぐらいあるんですが、実際にそのシステムを使っている団体はわずか30ぐらいしかないんです。

ですので、システムとしては使える状態にあるし、いつでもそれを自分たちのブログですとかウェブサイトに出れば、クレジットカードの寄附が集められるという状態にあるにもかかわらずそれをやらないというNPOが半分以上いるという計算になります。

そういったことを踏まえますと、やはり資金が循環するということに対して、NPO側の認識が私としては甘いのではないかというのが1つあります。要するに、本気でお金を集めるところまでなぜか行き着かない。その理由としては幾つかあると思うんですけども、やはり1つはノウハウとして、こういった情報を出せば自分たちの活動の幅が広がるですとか、応援者が集まるというリアルな実体感を今まで持てずに来たということがございまして、そういったところを社会のシステムとしてサポートしてあげるということは非常に重要ではないかと思っております、それは今まで全国の中間支援組織の皆さんと話し合う中で、民の中間支援組織の皆さんがサポートしていくべき領域だろうと思っております。

そういったことで、情報の循環、サイクルをつくる上で必要だろうという情報に関しては、サイクルをつくる上で必要な情報と組織の存在を担保する必要最低限の情報という見え方でいくと、行政の方で確実に押さえておかなければいけない情報というのはミニマムでよくて、それに後は社会から応援を得る上で必要な情報というのが物すごく多様化していて、その中で例えばJ u s t G i v i n gさんがやられているような、第三者がその団体を応援してあげるというようなスキームですとか、そういったところに下りていくということになればいいのではないかと思いますので、その辺り特に応援者にとって、鶴尾委員からもありましたけれども、応援者にとって見やすい情報の在り方と、一行政として押さえておかなければならない情報というのを選別していけばいいのではないかなと思っております。

以上です。

○松原主査 今回の資料1の1ページの2の(2)ですね。

○町井委員 はい。

○松原主査 了解です。その辺り、多分次回辺り、資料3をベースに具体的にどこが官でどこが民かということもやっていきたいと思っておりますが、それに対して今ここで議論しても構いませんので、どんどん御意見を。基本的には意見を言う場ですから、どんどん手を挙げていただかないと議論が進まなくて終わってしまいますよ。

池本さん、どうぞ。

○池本委員 質問を2点させてください。

まず資料1の1ページ目の効率性の項目についてですが、先ほど内閣府の方からデータベース関連の予算を確保しようとしたが確保できなかったという話がありましたが、その件について今後内閣府としてはデータベース構築等の話が将来的に検討されていて、それに基づいてこの議論を進めておられるのでしょうか。それともデータベース構築はあきらめて、今回の検討していくガイドラインに基づいて自治体ごとに情報開示の方を進めていくのか、その辺の方向性について教えていただけますでしょうか。

もう一点は、データベースの議論と関係するのですが、政府ではIT戦略が立てられており、他の省庁・地方自治体では地方ごとに電子自治体、自治体クラウドなどという形で情報化を進めています。その際に、都道府県単体ではなく、クラウドなどを活用し都道府県をまたいでシステムを提供する。そのようなことが実際に進められているかわからないのですが、例えば関西ですと大阪府さんだけで独自のシステムを構築するのではなくて、京都府さんとか、兵庫県さんとかと連携して同じシステムを共有し、効率化、維持管理の省力化とかも含めて考えられていくというようなことが考えられます。そのような中で、今回のガイドラインを踏まえ、例えば新しい公共支援事業で推奨されている会計基準を、既存のシステムに反映されるためにデータベースの改変が決まり、仮に改修費が1県500万円かかるとすると、47都道府県トータルで2億3,500というお金が非効率的に支出されていくと思います。要はシステムの共有を都道府県をまたいで行うのかというような考え方、大きく言えば情報化についての内閣府としての根本的な考え方をお聞きしたいと思います。

関連して、5ページ目の新しい公共支援事業のところなども、多分各都道府県に予算が落ちていくわけですが、地域性というのもあると思うので、東京都と大阪府が同一のシステムを持つこと自体には実態に沿わないということがあるかもしれないですが、あるエリア単位でデータベースの共有化ということはあってしかるべきなのではないかなと思うのです。しかし、そういうこと自体は今想定しておらず、やはり各都道府県ごとでそういうことを進めていくというものなのか、その辺を教えていただければと思います。

○松原主査 質問というか、複数入っていたので、答えられるところから答えていただいて、足りなければまた池本さんにもう一回聞いていただく。

どうぞ。

○田和参事官 まず予算。今、私が情報開示の整備のための予算が取れなかったというのは、少なくとも新しい公共支援事業、2年間に限ってやる全国サイトをつくるための予算がつかなかったという話でして、まさに今回このワーキングをやることによって、今後、例えば都道府県、内閣府の役割が認証とか認定が都道府県に移譲される中で、結局内閣府がどういう役割を持つのかということによって違って来るわけです。

例えば先ほどの話ではないですけれども、全部NPOが入力するというのであれば、基本的にはサイトの維持管理だけの経費を持っていけばいい話であって、入力しなさいという話であれば、またそれはそれで今も実際には入力しているわけですがけれども、それも違ってきますし、都道府県においてもそれは違って来る。

だから、今回当然ガイドラインと言っているのは、都道府県一律にやってくださいと言っているわけではなくて、これからいろんなところで、例えば2つ以上にまたがって活動するNPOがどんどん来たときに、東京で開示されている情報はこれだけだけれども、大阪に行ってみるとこうでしたというようなことでは困るところもありますね。

そういうことと言えば、ある程度ミニマムのところは押さえなければいけないですね。行政のサイドであっても、そのときではどういうコンセンサスでもってある程度やっていくんでしようかという議論の発射台がないと、次に動く際もいろいろ支障があるのではないでしようかということで、こういう場で関係者の方々に入っていただきながら、1つの方向性のあるべき姿というのを提示して、それをまさに各トライアルとして、我々がこの2年間の措置としてちょうどいいタイミングでこの新事業というのが付いているわけですから、そういう場で活用しながら全面的にというのはまだ法改正もあるわけですから、まず今年の4月からほぼ動き出せる支援事業の中でどういう情報発信の在り方がいいのかということはこの基金の活動の資金を活用できる方に1つのトライアルをしていただく中で、当然先ほどもそこに県も入っているいろいろな議論するというプロセスがありますから、そういう場でいろいろ発展的に考えていったらどうだろうか。なるべく有機的に無駄にならないようにということをお我々は考えてやっていったらいいのではないだろうか。当然そこで今後の新しい支援事業の今回のこのフォーマットというのは、将来的にはまさにここで言う資料2の自由に利活用できる情報の一体行政がやるべき中身は書いてありませんけれども、青い四角の中に一体何を出していくのかということの1つのここでの議論を踏まえた形でそこをトライアルで出していくということを考えていったらどうだろうかということで、そこは無駄がないように当然考えてやっていきたいと思っています。

○松原主査 よろしいですか。無駄がないように提案をむしろしてほしいということだと聞こえたんですが。

○池本委員 世の中全体的にいろいろと無駄を削るということが叫ばれている中での貴重な補正予算なので、自治体同士が連携して効率的に事業を行っていくことをうまく促していくと良いと思っていますので、基本的なことだと思いますので、また繰り返し議論ができたと思います。

もう一点、前回私が質問して皆様に作業していただきました各データベースサイト等のアクセス数が資料5に出ています。本当に皆さんありがとうございました。結構衝撃的だなと思っていて、例えばNPOヒロバさんの方が内閣府さんのホームページよりも全然アクセス数が多いとか、これはすごい意義あることで、NPO側としてはうれしいなということもあるのですが、その辺も含めて、実際内閣府・民間双方のデータベースは構築・維持運営それぞれどれぐらいのお金がかかっているのかとかも興味があります。そこまでは公開できないにしても、こういうふうな既存のデータベース等の情報が存在するということを踏まえつつ、逆に民間を活用した方がいいのではないかとか、データベース同士がどういう連携をしていくのかということを引きつと議論した上でこういう情報化の動きは進めていったらいいのではないかなと思いました。

○松原主査 ありがとうございます。資料5は各団体から出していただいた貴重な資料ですし、資料6、こういう民間の取組みにおいて、もしくは行政の取組みにおいて、苦勞していること、その克服方法というのも今後の参考になりますので、これも是非今日詳しくは触れてはませんが、次回までに目を通してしっかりと議論に反映させていくということでやっていきたいと思います。

ではほかに御意見がある方。佐藤さん、どうぞ。

○佐藤委員 やはり前回と重複してしまうんですけども、このデータベースの議論は何のためのデータベースなんだというところから動いてはいけないと思うんです。それを考えると、「新しい公共」という考え方に本当に立ち返ることが非常に重要で、つまるところ、行政に余り頼りかかることはもうそろそろやめようよということに尽きます。そうすると、自分たちで寄附を集めようということになるので、ファンドレイズということにもう焦点を絞っていいのではないかなと思っています。

何を言いたいかと言うと、寄附が集まると思えばNPOは情報を入力するだろうし、これはいくらリソースを割いても、手間をかけても余り寄附のバックにつながらないなと思えば入力しないだろうなと思うんです。それはNPOに任せればいいと思っていて、ただし、役所として、あるいは国として管理の都合上、絶対に聞かないといけないことというのに絞る。それはつまるところ形式的な情報と財務情報だけ。それ以外のことに関しては、寄附を集めたければ勝手にアップロードしなさいということでもいいのではないかなという気がしています。

これは自由な意見を言えと言われたので今自由な意見を言っていますけれども、寄附が集まるといえるのは広い範囲で言うと、実は行政からの委託というのもNPOにとって重要な財源かと思えます。まず前提に立っているのは、行政からの助成と補助金はもう要らないと思っていますので、受け取るべきではないという主張ですから、助成金が欲しければ、補助金が欲しければということはここでは議論を私の意見としては言いたくないんですけども、業務委託に関しては重要だと思います。それはNPOが非常にスキルが高くて能力が高い場合に、委託というのはどんどん受ければいいと思いますので、これは全然性質

が違いますから。

ただし、そのときに要求するよう、せめてこの情報ぐらひはアップしておかないとまずいのではないかということも含まれると思いますので、そういう情報をアップしなければ委託の資格を失うであるとか、もっと厳しく言うとNPOの法人格を失うとか、せめて認定の資格ぐらひ失うとか、そういうことでもいいような気がします。

もう少し踏み込んでお話をすると、先ほど深尾さんの方から、上から降ってくるとNPOはなかなか上から押し付けられたなという気持ちで反発するだろう。私もそういう感覚があります。ただし、ここに集まっている人たちは結構NPOと普段からコミュニケーションをしておられますし、NPOの実力も比較的正確に理解されていると思いますから、本当にこれから47都道府県、ではそれぞれ現場に帰ってヒアリングしましょうという必要はもうないのかなという気はしておりますので、もう少し実務でひざをつき合せて、かつてここに資料の出典に出ておられるI I H O Eの川北さんがやられたみたいに、各NPOの助成団体の主だったところに声をかけられて、NPOに求めている基本情報の項目を全部すり合わせて突き合わせをしたことが過去にあるそうです。

なので、そういうことも大いに参考にしながら、絶対に聞かなければならない情報というのはもう実務ベースで各現場でやっていますし、それとの項目のすり合わせというのをもう一回ぐらひやって、もう十分ではないかなという気がしておりますので、それ以上の情報を要求するのはもう民間に任せてもいいかな、あるいはNPOに任せていいかなということが意見として申し上げたいこととございました。

○松原主査 ありがとうございます。基本的に自由に意見を言っていたきたいので、どんどん自由に意見を言っていたきたいと思います。

吉川さん、その後、井上さん。

○吉川委員 みなさまのお話を伺ってしまして、NPOサポートセンターとしては、NPORTという検索サイトを運営しており、団体の情報については、NPO自身が入力できるようなスタイルをとっています。ただ、先ほどの方がおっしゃっていたように、入力する付加価値性といったものをNPOの人たちが感じなければ、なかなか更新してくれないというのが実感です。

そういう中で、先ほどから深尾さんや佐藤さんがおっしゃっているように、国がやるべきことというのは、基本的なデータは押さえておくということだと思います。そこまでは必要かと思います。その後について、寄附につながるのかどうなのかというのは、寄附だけではなく、NPOにとって何の情報が必要なのか、それがどういう形でNPOにとってのメリットがあるのかなど、そういった点について、NPO側でもきちんと話し合いをする必要があると思っています。

国が必要な情報というのは何なのでしょうかとこの点についても、今このいただいたリストを見ますと、基礎情報とありますが、どこまでが基礎情報なのか、といったところからきちんと論点の整理が必要かと思います。

と申しますのは、例えば海外の視察の方がいらした際に、日本のNPOの状況を質問されても、出すべき情報、きちんとしたデータというのが余りないわけですね。アメリカやイギリスなどに調査に行ったときに、膨大なきちんとしたデータが示されてくるということに非常に衝撃を受けて帰ってきたことがあります。そういったときに、日本のデータとして示せるということは必要ですが、それだけではありません。日本のNPOにとっても必要最低限必要な情報とは何か、また政府にとっても日本のNPOの状況を把握する点で必要な情報というのはどこまでなのかという整理が必要なのではないかと思います。その辺についても、もう少し論点を突き詰めていく必要があるのではないかなと思います。

また、情報開示の問題につきましては、さまざまな論点があるなか、NPO側のリテラシーが低いと先ほども言われましたが、そういったことも今回の支援事業を通じて支援をできればしていきたいと思っています。先ほどC a n p a nの方にもNPOは甘いのではないかとご指摘を受けましたが、私どもNPOの中間支援組織の立場からみても、認識が甘いという状況もあるかと思っています。中間支援組織としては、NPO全体がもっと厳しく立ち向かわなければいけないということが必要だということはそのとおりだと思いますが、そのためにはたくさんのNPOの皆さんに伝えていくといった「場」を時間をかけてつくっていく必要があると思います。2年間で伝わるのだろうか懸念するぐらいですので、やはり時間をかけて計画性を持ってリテラシーの向上に努めていくことが必要かと思っています。

また、情報開示に関しては先ほどもご意見がありましたが、何のために基本情報が必要なのか、また、何のためにこの情報を整理する必要があるのかということを確認にしていかなければ、NPOの人も入力にまでなかなかたどりつけないというのが現実だと思っていますので、その辺をきちんと整理していく時間と「場」をつくってきたいと思っています。

○松原主査 ありがとうございます。吉川委員の補足しますと、私などはずっとNPOの政策としてNPOの基盤整備ということをやってきましたんですが、ずっと税制の改正をしていくというときに、やはり財務当局などと話になるのは、NPOに関しては正確な情報がない、データがない、そのために適切な政策が打てないということがよく言われています。そういう意味では、確かにNPOと寄付者という2つの視点はあるんですが、それを取り巻く一般社会とか、NPOの現状としてどうなっているんだと。やはり関心を持つ方々にきちんとデータを提供できるような基盤というのを1つ考えていく必要があるかなと思っています。

ほかに御意見。井上さん、どうぞ。

○井上委員 前回、少し説明させていただきましたが、大阪府では市町村に権限移譲しているということで、実は大阪府としてもこの情報というのをどういうふうな性格としてどう市町村に御説明して協力を得るかというのは大きな課題でして、その中で問題点は2つ。

1つは、行政としてどういう情報を正確に市町村からいただいてあげるか。これは認証の部分で先ほどからありました安心の部分を中心だと思っているんですが、その辺を少し

整理できたらいいかなど。その理由と必要性。

2点目は、NPOの最近の認定を見ていますと、市町村に下ろしましたのは実はここが1つのポイントだったんですが、地域に根ざしたNPOさん。これは大規模ではなくて、地域のコミュニティーの中でのNPOさんが非常に多く出てきておられる。このところに実はこういうような財務諸表とか、すごくノルマを課すではないんですが、かけるのかなど。これも地域では公共性を担ってもらっている。一方、我々もNPOはございますが、海外で言うとNGOで頑張っておられて、海外の共通の財務諸表なり情報を提供することによって寄附を得られるというレベルもあるでしょうし、そこまでいなくても、地域でやっている。財務諸表はそんなにないけれども、一定市町村、小さなところだとNPOの顔が見えますので、地域商店街とかいろんな方もごらんになれる。

ですから、先ほど言われましたように、応援団としての方々とのマッチングの部分はどういうところなのか。そういう方々には、実はこういう情報が必要なんだという分析をして、この情報として載せていく部分というのは必要なのではないかなどという多様性はあるのかなと思っております。

○松原主査 井上委員、今の2点目の件ですが、具体的に言えばどうしろとおっしゃっているのでしょうか。

○井上委員 ひょっとしたら財務諸表を全部NPOすべてに適用するのではなくて、こういうことでこういう目的を持つのであればここにこういう情報を入れなさいという分類化をして、それを自由に法人から入れてもらうという方法も1つあるのかなどという感じがしています。

○松原主査 そういう分類を一遍検討してみたらどうかという提案ですね。

○井上委員 はい。

○松原主査 わかりました。ほかに御意見はありますか。

田尻委員、どうぞ。

○田尻委員 先ほどから、前回の話とも一緒だと思います。本当に開示する情報をどこが担当するのかというのは前回も言った、私どもはずっと3層で所轄庁が組織を管理するために必要な情報と、非常に一般的な社会において最低限見せるべきデータを取るとかということを含めての情報と、自発的にという3層は多分意見。

これはもう少し丁寧に決めていく必要はあるかと思いますが、大体それは私も意見は一緒ですが、あとはこのときに次に問題になるのが、この情報がばらばらに集めてばらばらに運用されているということが今回の論点の大きなところで、例えば行政が管理をするために集めている情報だけはみんなに共有化する、使える、活用できるとするのか、もう1ステップ先になって、財務情報等々が入ってくるものもみんなでも活用できるようにするのか。ここによって入力する側、見る側、更に新しい寄附者を増やしていくために活用して使っていこうというところの仕事の省力化にもつながってくるということから考えると、この活用という部分も大きな論点ではないか。また、それが各都道府県ごとに入力してい

る状態で、果たして可能なのかどうかというのは是非お聞きしたいと思っています。

○松原主査 お聞きしたいというのではなく、どうしたらいいと思いますか。もう可能かどうかとかという議論をやるよりは、こうしたらいいというふうに皆さん言ってもらった方がストレートでいいと思いますので、具体的には共有化すべきだと思うのか、しないと思うのか。

○田尻委員 共有化すべきだと思います。

○松原主査 あとは入力に関してはどうすべきだと思いますか。

○田尻委員 入力基本的にはNPO自身が入力する仕組みを取るべきだと思いますが、当面の間はリテラシーの問題から考えると、それをサポートする体制というのが必要だとは思いますが。そこは工夫できると思います。

○松原主査 そのサポートする体制というのはどういうものをイメージされていますか。

○田尻委員 地元において民間という形でいくなら、NPOの支援センターという方法もあれば、都道府県というやり方もあるかもしれません。

○松原主査 そこがセミナーを開いたり、講習を開いたりする予算化をしていくということを考えていることですね。

○田尻委員 そうですね。あとは今回の支援事業では、入力のやり方を教えるという方法もあれば、そういう支援者を層として地域につくるという方法もあると思います。

○松原主査 ありがとうございます。どんどん御意見。今みたいにあれもある、これもあるというより、こうしようというのが手っ取り早いので。

戒井委員、どうぞ。

○戒井委員 今回のNPO会計基準なんですけど、様式として小さな法人は小さな簡便な方法を取れる。重要性がある、複雑な法人はまたその様式を取れるということで、統一に適用してもそんなに負担はかからない、小さな法人でもできるような形をとっていますので、そういう統一的な適応をしてもそんなに問題はないと思います。

1つ、事業報告書のフォーマットの話があるのですが、例えば医療法人でも事業報告書のフォーマットが厚生労働省から出されています。それはやはりこういう項目は書いてくださいという指定と、そのほかにその他ということで、あとは自由に書ける要素が残っているフォーマットになっています。ですので、今回、いろいろフォーマットを固めるということについて御意見があるようですので、そういう最低限必要なものと、NPOが独自にPR的なことを書けるような形式をとるということもあってもいいのかなと思います。

先ほど論点に挙げました監事監査のひな形ということも、厚生労働省の方でも監事監査のひな形というのを出して、医療法人は既にそういったフォーマット、ひな形に基づいて行政の方に提出していますので、そういったところも参考になるのかなと思います。

○松原主査 ありがとうございます。戒井委員、お願いですけれども、次回に参考になるフォーマット一式、資料として提出をお願いできますか。

○戒井委員 提出します。

○松原主査 ありがとうございます。そうすると、具体的にわかりやすいと思います。よろしくお願いします。ほかに御意見を。

オブザーバーの方も来られていますから、もし御意見があれば。なければいいです。無理にということはありません。

どうぞ。

○寺脇オブザーバー 無理ではないです。ごめんなさい、遅れてきてあれなんですけれども、こういう専門的な議論をしていただく場だからあれなんですけれども、実は親委員会というのは長いこと開かれていないです。本当はそれこそ今タイガーマスク現象とかと言われるようなムードが起こってきて、あれが「新しい公共」なんだということを今こそアピールしなければいけないんだけど、それを決するべき人たちがほかのことばかりなきているから、そういうふうにならないんだ。

私は会議が開かれるのを待っているだけではないので、少し推進会議の方の問題提起をしようと思っていますけれども、こういう機運がせっかく盛り上がっているときに、中学生だって寄附するようなことが出てきているようなときに、この機運をそのままほったらかすということはあるとは思っているんです。これは別にこの委員会のことではないからあれです。

ともすれば、最近のマスコミの論調などを見ても、それがいいことだと言いつつ、でも行政がちゃんとやらないからいけないんだみたいな話を言われてしまうと、結局政府かみたいな話になってしまっているの、そうならないように、いいんだ、別に政府は金もないんだし、やる気もないんだとしたらこちらでやるんだ。だけれども、こちらでやるのがもっとどんだんいろんな意味での情報の流通、ここで議論されているようなことも含め、また一方でちまたでいろんな人たちと聞くのは、そんな善意の発揮の仕方があったのかみたいな話が出てくるわけだから、こんなところでこうしてくれたらこれだけの人が喜ぶんだよという情報をもっと流通するとそれがあるのかなど。

だから、このチャンスを逃したくないので、それは私たちの方が責任を持って推進会議委員がやっていかなければいけないけれども、ここで御議論を1点お願いしたいのは、そういう風潮がうまく広がったときには、今まで寄附という言葉も知らなかったような人たちがやろうというようなときに、どうそれを持ってくるのかということがあると思うので、勿論、専門的にきちんとしたことをやることは大事なんですけれども、かえってそれが敷居が高いものになってしまわないようにうまくやるというのは、是非民間側のお役所側の知恵はそういうふうにはいかなければいけないかなと思うので、そういうことも念頭に置きつつ、勿論、これは専門的に具体的にどうするかという議論が必要なんですけれども、その動きをとにかく何とかしたいと思っているということを申し上げたいと思いました。

○松原主査 ありがとうございます。フォーマットは出てきたはいいけれども、だれにもよくわからないフォーマットで、寄附したいなと思ってみてもこれは何だというのでわからなかったらしようがないという話なんです。是非そういう一人ひとりの心を支える

ような情報開示というのを我々は目指したいと思います。

○寺脇オブザーバー できれば中学生にもわかるような情報開示だといいですね。

○松原主査 そこは大事なところだなと。専門的なところも押さえつつ、わかりやすいというのは目指していくところだと。ほかに御意見はありますか。

黒田さん、何かありますか。なければいいです。

○黒田オブザーバー 特には。

○松原主査 ないですか。ほかに御意見。

宮内さん、どうぞ。

○宮内委員 4番の行政サービスとして自由に利活用できる基本情報のところで、インターネット業者ということで一言なんです。実際にどういう形での連携を官と民で行うかによって、情報の持ち方、使い方、利活用できる範囲というのが随分違ってくると思います。

データベースで基本情報だけおつくりいただいて、それを民でどう生かそうという場合に、具体的にアプリケーションプログラムみたいな形で自由に活用できるのか、それとも単純なリンクだけなのかによって随分違ってしまいますし、本当の意味で連携しようと思うと、例えば本人認証のような問題が出てきます。団体が実際に認証された際の登録情報と、これから修正する際の登録する人が同じ人なのか。そういう問題が出てくるので、実際に利活用する範囲みたいなことも話し合った方がいいかなと思っています。

○松原主査 もう少し付け加えて、「利活用する範囲を具体的に話し合う」というのは、こういうことを話し合った方がいいとブレイクダウンしていただくとうありがたいです。

○宮内委員 ブレイクダウンすると、なるべくミニマムでつくった情報を民の方で大きくわかりやすく丸めていくというのを私のわかりやすいイメージとして持っているんです。その際に、情報をどういう形で連結できるかによって随分違いますので、ミニマムの情報に対して民の情報をどういうふうに乗せるということをプログラムのつか、データベース上でどういう連携をするということまで落とし込んで話したいというイメージです。

○松原主査 済みません。もう少し付け加えると、どういうふうな連携にすればいいとお考えですか。

○宮内委員 すればいいという意味で言うと、1つの認証プログラムがオープンで提供されて、弊社でも特にヤフーIDというのがありますので、そういうものとか、そのほかにもライブドアさん、mixiでもいろんなところでオープンの認証プログラムというのを考えております。その提供をしている認証のプログラムを使って、この個人が団体の人であることを認証できるような仕組みまで実装した方がいいのではないかと考えております。

○松原主査 イメージは、内閣府IDとかつくって。

○宮内委員 それに近いです。

○松原主査 その団体にIDを振って、そのIDを使ったら書き換えができるという考えをきちんと整理して、それで書き換えたデータに関して言えば、民間がダウンロードして

使えるようにして、そのままばさっとダウンロードしたら民間のベースに同じものが載るという形にして、そのときも内閣府IDでアクセスするという感じですね。

○宮内委員 それが一番理想的なイメージではないかなと思います。

○松原主査 わかりました。ほかに御意見。こういうふうにどんどん具体的に提案を出していただくと、次のペーパーがわかりやすくなっていくので。

田尻委員、どうぞ。

○田尻委員 IDに関しては我々のデータベースでもすべて団体に付与しているので全く同じなんですけれども、結構それをなくしたみたいな、情報更新率が高いものであれば活用するんですけれども、年に1回か2回というのは毎年のように番号を忘れたので教えてくれみたいなものがある。それをどう解決するかということは少し考えておかないといけないというのが1点。

2点目は、まさに皆さん言われた、情報の利活用をどういうふうにするかというときに、民間の場合、常に新しい情報に書き換えたいという発想を持った場合に、都道府県に届けたとおりの情報を出したい。ここで拮抗する部分があるので、ここをどういうふうを考えていくかという議論も必要になってくるのではないかなと。そのためには場合によっては法律的なもので、変更になった場合に関してはすぐに届出をしろという期間を見て変えていくとか、そういうルールも今後は必要になってくると思います。

○松原主査 ありがとうございます。法的な整備も必要になってくるという点があると思います。ほかに御意見はありますか。あと10分強ありますから出す分を出して。

町井さん、どうぞ。

○町井委員 データベースとのアクセス数のところを私は宿題を出し忘れまして、口頭で補足させていただきたいんです。Canpanのページビューは、1か月当たり1,500万ページビューで、ユニークユーザーで申し上げますと、90万人になっています。

そのうち、ほとんどがCanpanが提供しているCanpanブログというところアクセス数を稼いでおりまして、実際にデータベースですとかCanpanの基本情報のところに関しては、それぞれ〇を1つずつとっていただいたページビュー、ユニークユーザーが実際のアクセス数と考えていただければと思います。

そう考えたときに、今、オープンIDは私も賛成なんですけれども、田尻委員からもありましたとおり、年に1回しか更新しない情報でIDとかを付与するというのは団体にとっても管理は難しい部分があると思うんですけれども、実際にブログをやっている人たちはほぼ毎日のように活動の情報を社会に対して発信していて、自分たちはこういうものでこういう活動をしていて、こういう思いでやっていますということを発信されていることに対して、社会が1,500万ページビューぐらい毎月見られているということで申し上げますと、やはりそういった情報は日々更新するような情報と、基本的なデータベースの情報というものは1つのIDで管理できるような仕組みになっていると、実際に毎日入っているようなIDとパスワードで年1回更新するようなときでも使えるというような、日常の中

にそういった仕組みを入れ込めて、更にそれが団体にとってメリットがあるというような仕組みになっているというのが重要ななと思いました。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。内閣府でもし統一的なデータベースをつくるのであれば、団体IDというのは絶対付与しなければいけないということになってきますし、認証のことがありますから、そういう団体IDをどうするかということのも多分都道府県と内閣府の間で調整ということは必要になってくるんだろうと思います。

昔は認証というか、内閣府認証1号とかみんな争ったんですけども、1号が47、48もあるんですが、その辺のIDもどうしていくかということになってくるんだと思います。ほかに御意見はありますか。

鶴尾委員、どうぞ。

○鶴尾委員 実際のペーパーの中で先ほど深尾さんが言ったことにつながるんですけども、これを実現に向けてどういう段取りでどういうステップを踏むのかということに関して、我々の中でこの中での議論としてある程度やるのかやらないのかというのを確認しておきたかったんです。

まず、この基本的なガイドラインとして考え方が出ます。「新しい公共」推進会議でこれがまた何らかの議論でしていく形になっていた後に、これは内閣府として、あるいは「新しい公共」として言った後、都道府県に例えばそういうふうなものに基づいた行動計画みたいなを出してもらって何かやるということなのか。これは段取り的にこの後どういふふうになっていくのかというのを確認したいなと思うんです。

○松原主査 では、田和参事官に少しお考えを言っていただいて、また私の考えもあるのでそこは後に。どうですか。

○田和参事官 はっきり言って政策的に決まっていることは、新しい公共支援事業をやるということが決まりました。今、まさに新しい認証とか認定の都道府県の移譲については、都道府県で今やっている最中でして、それに対していろんな意見をいただいているというのが今の正直な現状です。

だから、そこは法律がどうなるかということにもよるわけですけども、先ほども制度の状況を考えながらというところもあるんですけども、当然そういうことが動き出したときに、我々はその辺も見越した形で準備を始めていますということで、関係の方々が入っていただいた上で議論した1つの方向性という形でこれをまとめていくという、方向性としては1つ大きな方向性が出てくる。

ただ、実際に何か具体的にものを動かしましょうということになってくると、それは法律の動向とか、一体いつから施行するんですかとか、都道府県の今の具体的な認証、認定の仕組みはどうするんですか。そこを見極めないと、いかんともし難いところはありますので、そういう意味で實際上、とりあえず試行的に動かせる2年間の措置だけはまず先行的な形で1つのモデル的には動かしていきましようということなんなんです。

だから、制度の特に法律の動かし方、都道府県の方で今後認証とか認定とかというのが一遍に入ってきたときにどうするんだという議論になっていますので、その辺の議論も踏まえながら、ただ、大きな流れは都道府県、地方の方で地方主権の中で地方が決めていくという仕組みになっていく。地方が決めていくという流れの中で、日本では非常にまれなケースなんですけれども、例えば今まで2つ以上に事務所があるときは国がやりましょうという話をしていたわけです。それも含めて都道府県に全部任せてしまいますという仕組みになっていますけれども、これもある意味で非常にトライアルな話で、そのときにお互いどうするんですか、監督はどうするんですかという話を今まさに悩んでいるところですので、そういう意味での情報基盤をお互い共有できるような仕組みを今どう考えているのかというのを今から考えておきましょう。それを推進会議の方に上げて、推進会議というのはもともと総理の諮問機関ですから、総理に対する、これが推進会議としての意見ですよという形で提示して、それを政府として正式にはどういうふうに扱うんですかということをする。

あくまでも政府ですから、地方自治体に対しては、国としてもこういう基本的な考え方になっているんですが、御参考にしながら是非一緒に考えていきましょうという感じになっていくんだとは思っています。

○松原主査 私の意見としては、提案できるものは提案してしまう。それについてやれるかやれないかはまた別判断だと思っているんです。予算の話もあるでしょうし、体制の話もあるでしょうし、受け入れる団体、実務の話もあります。

ただ、ここのワーキング・グループとして、こういうふうな情報開示の基盤が今後、官・民の中で必要ではないかという提案をきちっと出して、それを上の会に上げて行って、上の会議の判断とか政府の判断を仰ぐというのが望ましいのではないかと。だから、今の段階であまり予算とかそういうのを考えてやるよりは、将来を見越してどのような仕組みが必要かという提案を出していただいた方が、もんでいく中でいろいろと変わってくると思うので、最初の段階であまりそういうふうにセーブをかけない方がいいのではないかと思います。

○田和参事官 もう一つ、税法が通れば絶対値基準とか、今の既存の認定は業者がやる中で動き出しますから、ある意味で寄附の基盤というのは一遍に広がっていくということは間違いのないわけです。そういう意味でまさに必要な規定みたいなのはセーブしていかないといけないし、やれることはどんどんやってみましょうね。實際上、今、いろんな問題を抱えていることは事実ですから、そういったことで法律的にやらないで済むような話があればそういうところはどんどんやっていく必要性はあるということだと思います。

○松原主査 杉野委員、どうぞ。

○杉野委員 モデル事業との関わりもあるんですけれども、モデル事業の中で、例えば新しい公共支援事業の中で、モデル事業支援対象となった法人を使ってテストしていくというようなことを想定されているのかなと思うんですけれども、一方で、そういうところは

団体自ら積極的に自らの活動をアピールするということで、情報開示という面では安心感のある団体だろうと思うんです。

ただ、テストする際に、例えばそういう開示に対して積極的でない法人、これはテストの対象とする必要がないのかどうか。それはもっと言えば、ここの開示の目的にも関わりますけれども、1つの大きな目的としては、寄附を促進する。これは確かにそうでしょう。ただ、寄附を促進するための前提として、やはりNPOセクター全体の信頼感、市民からの信頼感が非常に大事だろうと思うんですけれども、その信頼感を確保するという意味でも、情報開示に積極的でない法人も、モデル的なトライアルのときの対象としていく必要はないのかどうか。この辺についてお考えを確認させていただきたいと思うんです。

○松原主査 ないかどうかというのと、できるかできないかの2つがかかってくると思いますけれども、田和参事官、お願いします。

○田和参事官 今回の支援事業の対象は、別に例えばつなぎ融資を受けるというだけではなくて、まさに人的とか情報基盤の整備、そのためのいろんな講習とかそういうものも対象になっていますから、そこに参加する人ということはある程度やる気がある人ですから、それもないという人をどうやって集めるかと言われたら、ある程度やってみようかなという人で今までやっていないという人が十分に対象になるとは思っているんです。そういう人たちが別にそんな大きな財政支援を受けるわけではないんですけれども、やってみようかなというかなというものが十分あると思うんですけれども、そこの動かし方というのは、国としてガイドラインを用意はしてありますけれども、かなり都道府県の裁量によるところが大きいので、いろんなトライアルはできると思うんです。

○松原主査 逆に杉野委員はどうしたらよろしいとお考えはありますか。

○杉野委員 今回の新しい支援事業とのスキームの中に、松原さんの方から可能かどうかということがあったんですけれども、我々のところで言えば、認証に伴っていろいろな情報、あるいは認証を受け付ける事務を進める上で持っている情報はあります。ただ、行政で確保している情報もありますから、外向きには出していない情報ということがあります。

例えばそういうものを活用してトライアルするということもあり得るのかなと思いますけれども、一方で、今まで出していない情報ですから、それを出すことの問題もあろうかと思えます。そういう意味で提案ということにはなりませんけれども、ある意味でトライアルするのにやる気のあるところに限定されたトライアルだということを念頭に置いて、その結果を評価するということしかないのかなと思います。

○松原主査 ありがとうございます。あと3分ぐらいですか。あと1人、2人、もう手を挙げていただいて。資料3も重要な資料ですので、今日は資料1と資料3が非常に重要ということですから、その2つを念頭に置いていただいて。

田和参事官、どうぞ。

○田和参事官 例えば資料2でイメージしてよろしいでしょうか。右側に公益法人のいろんな情報基盤が書いてあります。上の方は政府がしっかりとやらなければいけない話なの

で基本的にどういう形で閲覧書類を電子化していくかという世界と、その下に公益法人で言うと政府が運営している公益法人のインフォメーションという世界と、民間でやっているのを出すという世界があるわけです。これに見合うという必要性はないんですけども、こういう役割分担をする必要があるのかなのかというのが真ん中の空白のところなんです。

例えば先ほどの杉野さんからいただいた報告書が仮に青色の真っ白になっているところのフレームだとすれば、杉野提案で言うと、このフレームの中にNPOが自由に入力してください。そういうサイトは政府が運用しますというイメージ。片方で田尻さんなどのイメージは、杉野さんのような報告書のところまでは、基本的に政府が用意する必要性はないのではないだろうかというようなことでよろしいのでしょうか。

イメージ的に御議論いただいているんですけども、ざっくりとした、一体だれがどこまでという議論の杉野さんのこのページで言うところの官がやるべきところというのはどういう範囲なのかなというのがいまいち。

○松原主査 田尻さんと杉野さんへ質問と考えていいんですね。

○田和参事官 はい。

○松原主査 では、お二人、どうぞお願いします。

○杉野委員 資料10別紙1で、そこだけ形を見せてしまったということで、それがすべてみたいな印象を与えたのが失敗かなと思っているんですけども、言ってみればそこに書いてある項目というのは、例えばホームページのアドレスだとかEメールアドレスは別として、それ以外の情報は基本的に全部行政に年次報告いただいている中の一番ポイントになる部分というだけなんです。だから、新しい情報というのはほとんどない。

そういう意味で言うと、寄附をいただくためのそれぞれのNPO法人がアピールするための情報ということではなくて、それはあくまでどちらかというと民間の仕事ということで、民間のデータベースさんですとか、個々の団体そのものが自分のホームページを使ってアピールをしたりとか、いろんな形で基本的には民間ベースで情報を積極的に出していく、PRをしていく、そういうことだろうと思うんです。

その中でまた共通化を図っていく部分というのは、恐らくは民間データベースを運用されている方々の中で共通情報として共通化した部分はここが共通した方がいいよという部分はその中で御議論いただいて、法律によってではなくて、そういった協議によって決めていくというのがふさわしいのかなと思います。ただ、それに対して、要は認証だとかいろいろ申請に基づいて出される情報の中で基本的な情報については、いろいろ所轄庁が変わるといってもありますから、データの共通化を図って、その上で民間のデータベースを構築する際にも基礎情報として流通しやすいように形を整えていこうという趣旨であって、それはすべてではないと御理解いただけたらと思っております。

○松原主査 田尻委員の方はどうですか。

○田尻委員 基本的には杉野さんと同じ考えで、ここに何を入れてくるのか、その運用

の仕方によって、人によっては多分民間データベースに入っている財務情報は上に入れた方がいいのではないかという意見もあると思うんです。ここのすみ分けをどういうふうにするかということだとは思いますが。

○松原主査 田和参事官、よろしいですか。

○田和参事官 はい。

○松原主査 山内審議官の方から何かありますか。

○山内審議官 これは資料2をごらんいただくと、法定された閲覧書類というのと、自由に活用できる情報というのを分けていて、恐らく現在も、今まさに法律改正の作業をしていて、これから変わる部分は勿論あるんですが、とりあえず現行で考えた場合に、恐らく行政が持っている情報というのはこれより若干多くて、そのうちで法律上オープンにすることが求められているのが上で、そうではなくて行政も既に持っている、ないし持っているであろうと思われるもののうち、どれを活用していただくかということをもつた真ん中の下の空欄のところを御議論いただくだらうと思います。

ここからは全くの個人的意見ですが、現在、既に内閣府のポータルサイトでも内閣府ないし都道府県からの情報も含めて、行政側が持っている資料のうちで左側にあるところは既にポータルサイトで、言わばオープンにしている。右側の部分を見ていただくと、公益法人のインフォメーションというのは、これも法律上はオープンにすることは何も求められていないけれども、行政情報の中でこういうものについては集めてオープンにしている。正直なところ、この辺を考えて、法律も変わりますけれども、行政が持つことになる情報のうちで、当然にオープンにするものが上で、公益法人ないしポータルサイト並びの情報がここに入ってくるのかなという感じが個人的にはしています。

そのうちこれは要らないとか、これはもっと付け加えた方がいいとか、更にそれをだれがやるのか。更新の時期をどうするのかということをもつた今後もう少し詰めていただくとありがたいなという気がしています。まとまりのない話になってしまい、申し訳ありません。

○松原主査 多分、次回それを詰めることになるんだと思います。

尾原補佐、何かありますか。よろしいですか。

○尾原補佐 はい。

○松原主査 それでは、御議論いただきありがとうございました。時間も予定の時間が来ましたので、次回は皆さんから今日いただいた議論を基に、再度論点整理。とりわけ資料1を、どうかというのと、必要ではないかという書き方、行政は好きなんだろうが、もう「こうしましょう」という形でわかりやすく書いていただいた方が、それに対して意見の反対、賛成がはっきり言えるので、そういう形なるべく書いていただくのと、今日、いただいた意見をこれに盛り込んでいただくことをお願いしたい。

資料3に関して、要はこれに関しては今日は特に議論できませんでしたが、資料1と資料3、行政、民間、だれが情報を入力する、しない、こういうのがありますから、皆さ

んの方でこれはまた次回までということ。資料1に関してはこの論点に関して落ちている点があればここは落ちている、ここはこうではない、反対である、賛成である、ここはもっと強調すべきだという意見を、資料1をベースに御意見。これは事務局の方でとりまとめていただきたいんですけれども、またメールでお送りいただけたらということ。

資料3をベースに、皆さんでいろいろと考えたらどこが本当に違うのか今日の議論でもわかりにくいところがありましたので、行政が受け持つ範囲と民間が受け持つ範囲に関して、まただれがどう入力するか。備考としてどれぐらい苦労したり困難に行われているのがどうあるのか。こういう点に関して、どういうふうにして共有化していったらいいのか。要は民間のいろんなデータベースサイトとか寄附サイトが行政情報をより共有化するために、どういう方法が一番いいのかというところを資料1と資料3を基に皆さんから御提案いただいて、それを基にして次回の資料をつくって、それをたたきにして、今度は具体的に詰めていく。

杉野さんは今日フォーマットをつくっていただきましたけれども、ああいうフォーマットをイメージできるぐらいに詰めていきながら、その詰めていく中で基本的な理念をもう一回明らかにしていく作業ができればと思っています。

次回ワーキング・グループは、基本的に1月最終週または2月の中旬までにもう一回開くということと考えておりますが、いかがですか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○松原主査 それでは、事務局の方で日程調整をよろしくお願いします。

3分ぐらい延長しましたが、今日はこれで閉会とします。ありがとうございました。